

企業、団体、個人のみなさまへ

留學生育英奨学金（冠奨学金）Q&A

目次

1. 留學生育英奨学金を設立するには、どれくらい寄付すればよいですか？
2. 寄付金は税制上の優遇措置が受けられるとありますが、その内容は？
3. 寄付者がしなければならないことは何ですか？
4. どのような支給条件を付けることができますか？
5. 奨学金受給者とどのような交流ができますか？
6. 応募者がいない場合、寄付金を返還してもらえますか？



公益財団法人

福岡よかトピア国際交流財団

Fukuoka City International Foundation

〒810-0025

福岡市博多区店屋町4-1福岡市国際会館1階

TEL 092-262-1744 FAX 092-262-2700

<https://www.fcif.or.jp/>



1. 留學生育英奨学金を設立するには、どれくらい寄付すればよいですか？

国と当財団の留學生向け奨学金を参考に、年額大学院生500,000円以上、学部生300,000円以上を目安にお願いしています。

参考（奨学金一覧）

〈2019年4月現在〉

実施主体・奨学金名称	支給対象	支給額（月額）
文部科学省 国費外国人留學生奨学金	大学院生	146,000円～148,000円 (福岡市地域加算額)
	学部生	120,000円 (福岡市地域加算額)
日本国際教育支援協会 JEES奨学金（私費留學生対象）	大学院生	40,000円
	学部生	
日本学生支援機構 文部科学省外国人留學生学習奨励費	大学院生	48,000円
	学部生	
福岡よかトピア国際交流財団 福岡市国際財団奨学金	大学院生	50,000円
	学部生	
福岡よかトピア国際交流財団 よかトピア留學生奨学金 (就業体験付き奨学金)	大学院生	60,000円
	学部生	

2. 寄付金は税制上の優遇措置が受けられるとありますが、その内容は？

当財団は特定公益増進法人に該当します。当財団への寄付金につきましては、寄付者様の法人税、所得税等において、税制上の優遇が受けられます。

参考（税の種類と概要）

〈2015年4月1現在法令条例等より〉

法人税	普通法人等から特定公益増進法人への寄付金は、「一般の寄付金」の損金算入限度額と別枠で損金に算入できます。
所得税	特定公益増進法人等への寄付金を支出した場合、所得控除として「寄附金控除」の適用を受けることができます。
個人住民税	福岡市にお住まいの方 個人住民税における税額算出の際に、「寄附金税額控除」の適用を受けることができます。 福岡市以外にお住まいの方 寄附金税額控除制度の適用の有無についてお住まいの自治体へご確認ください。

詳しい内容につきましては、最寄りの税務署または国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）、住所地の課税課へご確認ください。

申告手続き等について

ご寄付をいただいた場合は、当財団から領収書をお渡ししますので、確定申告等それぞれ所定の手続きをお願いいたします。

※個人住民税の「寄附金税額控除」を受けたい方で、確定申告が不要な場合は、住所地の区役所で個人住民税の申告を行うことにより「寄附金税額控除」の適用を受けることができます。

3. 寄付者がしなければならないことは何ですか？

寄付者様にお願いすることは、次のとおりです。

- ① 「留学生育英奨学金寄付承諾書」を作成していただきます。
- ② 奨学金の名称や支給人数・支給条件などについて、当財団と協議のうえ決めていただきます。
※ご希望があれば、奨学金の寄付以外の支援をしていただくことも可能です。
当財団の協力が必要な場合はお申し出ください。
- ③ 寄付金を当財団に振込をしていただきます。
- ④ 選考委員会にご参加いただきます（ご希望の場合のみ）。

なお、募集・選考・支給に関する事務の一切は当財団が行います。

4. どのような支給条件を付けることができますか？

本奨学金の趣旨を十分ご理解いただき、支給条件を設定することが可能です。内容はいろいろ考えられますが、例示しますと次のようになります。

特定の国・地域の 留学生を支援する	出身大学や提携大学等の 留学生を支援する
学部生または大学院生のいずれかに 対象を限定する	専攻分野を指定する
留学生を卒業まで支援する	奨学金以外も支援する
留学生と定期的な交流を行う	

5.奨学金受給者とどのような交流ができますか？

法人様や団体様の場合

奨学金受給者と年間数回程度の交流の場を持っていただければ幸いです。

例えば、社内でのイベントや、新年会など節目となる時節の交流などの交流を持っていただくことをお願いしております。

個人様の場合

食事に招いていただいたり、一緒にイベントに参加していただく等、奨学金受給者のご希望の交流を深めていただければ幸いです。なお、ご希望によっては匿名とすることも可能です。

※いずれの場合も、交流をもっていただける場合は、奨学金受給者の学業に支障のない範囲でお願いしております。

6.応募者がいない場合、寄付金を返還してもらえますか？

一度ご入金いただいた寄付金をお返しすることはいたしかねます。応募者がいない場合は、寄付者様とご相談のうえ、当該年度に二次募集を行うか、次年度に再募集という方法で募集を行い、奨学生を決定します。